

# 兵庫県 新庁舎等整備プロジェクト基本計画策定支援業務

## 公募型プロポーザル募集要項

### 第1 概要

#### 1 目的

県庁周辺地域は、建築後約60年を経過する県庁舎の耐震性不足や周辺県有施設の老朽化、元町駅を挟む南北の交通の分断など、様々な課題を抱えていることから、県庁舎及び周辺地域等の再整備の基本的な考え方となる「新庁舎等整備プロジェクト基本構想（以下「基本構想」という。）」を策定したところである。

そこで、基本構想の具体化を図るため、核となる県庁舎の整備方針に関する「県庁舎機能整備計画」、県庁周辺地域全体のにぎわい創出や景観形成等の方針及び民間提案エリアへのにぎわい機能の導入に関する「モトキタエリア整備計画」を検討し、『新庁舎等整備プロジェクト基本計画』としてとりまとめる。

この策定支援業務には、高度な企画力や技術力、豊富な知識や経験が求められることから、公募によるプロポーザルを実施し、受託候補者及び次点者を選定する。

なお、本プロポーザルは、本業務に対する考え方や実施体制等に関するプロポーザルの提出を受け、当該業務に適した者の選定を目的に行うものであり、計画案を選定するものではない。

#### 2 委託業務

##### (1) 業務名

新庁舎等整備プロジェクト基本計画策定支援業務

##### (2) 業務内容

新庁舎等整備プロジェクト基本計画策定支援業務委託 仕様書による。

##### (3) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

##### (4) 委託金額

上記(2)の業務内容に対する委託金額として、110,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。ただし、令和7年度の支払限度額は0円とする。

##### (5) その他

本業務により策定する基本計画を踏まえ、県が整備することとなった施設等について、その基本設計業務を本業務受託者（当該プロポーザルにおいて提出された基本設計時の実施体制に限る。）との随意契約により業務委託契約を締結することを予定している。

なお、基本設計業務は、基本設計を委託する実際の施設規模等に基づき見積を徴収し、県で算定する設計予算額の範囲内の場合、受託者との協議により契約を行うこととしており、新庁舎等整備プロジェクト基本計画策定支援業務契約時点での基本設計業務に係る契約を確約するものではない。また、当該業務にかかる予算が議決され、その予算の執行が可能であることを条件とする。

### 3 スケジュール（予定）

項目		日 程
募集要項の公表		令和7年12月19日（金）
第1次審査	参加表明書等に関する質問の受付	令和7年12月22日（月） ～令和7年12月24日（水）
	質問に対する回答	令和7年12月26日（金）
	参加表明書等の受付	令和8年1月5日（月） ～令和8年1月9日（金）
	第1次審査	令和8年1月22日（木）
	審査結果の通知	令和8年1月23日（金）
第2次審査	事業提案書等に関する質問の受付	令和8年1月26日（月） ～令和8年2月2日（月）
	質問に対する回答	令和8年2月6日（金）
	事業提案書等の受付	令和8年2月9日（月） ～令和8年3月4日（水）
	第2次審査	令和8年3月23日（月）
	審査結果の通知	令和8年3月 下旬
	契約締結	令和8年3月 下旬

従前成果物等の閲覧期間 令和7年12月22日（月）～令和8年1月9日（金）

### 4 審査

別に定める「新庁舎等整備プロジェクト基本計画策定支援業務 受託候補者選定委員会 設置要綱」に基づき設置する委員会（以下「選定委員会」という。）により審査を行う。

〈選定委員会委員〉

氏 名		所属・役職等
委員長	嘉名 光市	大阪公立大学大学院工学研究科 教授
副委員長	赤澤 宏樹	兵庫県立大学自然・環境科学研究所 教授
委員	上村 敏之	関西学院大学経済学部 教授
	田中 栄治	神戸女子大学家政学部家政学科 教授
	松井 雅伸	兵庫県総務部県庁舎整備プロジェクト室長

### 5 事務局

兵庫県総務部県庁舎整備プロジェクト室新庁舎企画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

TEL 078-362-9129 FAX 078-362-3943

E-mail shinchosakikaku@pref.hyogo.lg.jp

## 第2 参加資格及び制限

### 1 参加資格

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、次の(1)から(9)までの要件を全て満たさなければならない（デザインコンセプトへの助言等、業務の一部（主たる部分を除く。）を行う協力事業者については、(2)から(5)まで及び(7)の要件を満たさなければならない。）。

- (1) 県の測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限に該当しないこと及び兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 本プロポーザル手続き開始日から契約締結の日までの期間において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和 27 年法律第 72 号）に基づくものを含む。）がなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 条）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成 23 年兵庫県公安委員会規則第 2 号）第 2 条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係がないこと。
- (5) 本プロポーザル及びその後の委託契約において、不正又は不誠実な行為を行わないことを誓約すること。
- (6) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (7) 建築士法第 10 条第 1 項に規定する懲戒の処分を受けていないこと。
- (8) 一級建築士の資格を有する者を、本件に従事する総括責任者（管理技術者）として配置できること。なお、配置予定技術者は、参加表明書等の受付日以前に参加者の組織と直接的かつ恒常に 3 か月以上の雇用関係を有していること。
- (9) 平成 22 年 4 月以降に、次に掲げる全ての業務を元請けまたは設計共同体の構成員として受託し、業務を完了した実績を有すること。
  - ①官公庁施設（住宅を除く）又は延べ面積の 2 分の 1 以上を事務所の用に供する施設で、延べ面積 10,000 m<sup>2</sup> 以上の建築物の新築（増築）に係る基本計画策定またはそれに類するものに関する業務
  - ②官公庁施設（住宅を除く）又は延べ面積の 2 分の 1 以上を事務所の用に供する施設で、延べ面積 10,000 m<sup>2</sup> 以上の建築物の新築（増築）に係る基本設計に関する業務
  - ③まちづくりに関する計画策定業務（景観計画や地区計画、再開発事業の計画策定等）

## 2 設計共同体における参加資格

設計共同体として本プロポーザルに参加する場合は、前項の規定に関わらず、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない（デザインコンセプトへの助言等、業務の一部（主たる部分を除く。）を行う協力事業者については、上記1(2)から(5)まで及び(7)の要件を満たさなければならない。）。

- (1) 設計共同体の構成員は、設計共同体の代表者を決め、代表者が本プロポーザル手続及び業務委託契約において全ての責任を持つこと。
- (2) 全ての構成員は、上記1(1)から(5)まで及び(7)の要件を満たすこと。
- (3) 設計共同体の代表者は、上記1(6)、(8)及び(9)①の要件を満たすこと。
- (4) 設計共同体の構成員のうち、基本計画において県が整備することとなった施設等に関する基本設計業務を受託する予定の者は、上記1(9)②の要件を満たすこと。
- (5) 設計共同体の構成員のいずれかは、上記1(9)③の要件を満たすこと。

なお、参加表明書の提出までに設計共同体を組織し、設計共同体の設置に関する協定書（様式は、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」平成10年12月10日付 建設省営建発第65号（最終改正 平成21年12月24日）に記載の「設計共同体協定書」に準じて作成するものとする。）を参加表明書の提出時に添付するものとする。

## 3 参加に対する制限

- (1) 参加する事業者又は設計共同体（以下「参加者」という。）が提出できる参加表明書等及び事業提案書等は、それぞれ1点のみとする。
- (2) 単独で参加した事業者は設計共同体の構成員になることはできない。
- (3) 設計共同体の構成員は他の設計共同体の構成員になることはできない。
- (4) 協力事業者は参加者又はその構成員になることはできない。
- (5) 次に該当する者は、本プロポーザルに参加できない。
  - ①選定委員会委員及びその家族が主宰し、又は所属する事業者
  - ②大学に所属する選定委員会委員の研究室に現に所属している者が所属する事業者

## 第3 手続き

### 1 募集要項の公表

- (1) 公表方法  
兵庫県ホームページ等による。
- (2) 公表日  
令和7年12月19日（金）

### 2 参加表明書等の受付

(1) 提出書類

提出書類	様式	提出部数
①参加表明書	様式 1	1 部
②参加資格等に関する誓約書	様式 2	
③技術職員調書（基本計画策定、基本設計等）	様式 3	
④業務実績調書	様式 4	
⑤配置予定技術者調書（総括責任者（管理技術者））	様式 5	
⑥配置予定技術者調書（主任技術者）	様式 6	
⑦協力事業者調書	様式 7	
⑧基本設計業務で予定する実施体制申告書	様式 8	
⑨実施方針書※ ・県庁舎機能整備の基本コンセプト・配慮事項、モ トキタエリア整備の基本コンセプト・配慮事項及 びそれらを総括する全体的な整備コンセプト ・基本設計に当たって導入する技術的工夫 ・工程管理・コストマネジメント及び実施体制等)	様式自由 (A3 横 片面1枚以内)	10 部
⑩上記①から⑨の電子データ（Word、PDF）	DVD, CD 又は E-mail	一式

※ 実施方針書の作成にあたっては、文章による記述を基本とし、これを補足するための簡単な図や写真等は可とする。また、文字の大きさは 12 ポイント以上とする。なお、参加者及びその構成員が特定できるような記述をしてはならない。

(2) 受付場所

事務局（本要項第 1～5 に掲げる事務局をいう。以下同じ。）

(3) 受付期間

令和 8 年 1 月 5 日（月）から令和 8 年 1 月 9 日（金）（⑨（及び⑨のデータ）に  
ついては令和 8 年 1 月 16 日（金））まで  
午前 10 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時を除く。）

(4) 提出方法

持参又は郵送による。なお、郵送の場合は配達証明付郵便とし、提出期限内必  
着とする。また、電子データを E-mail で提出する場合、提出者は事務局に着信を  
確認すること。

### 3 従前成果物等の提供及び閲覧

(1) 提供・閲覧書類

- ①「県庁舎等再整備基本計画策定支援業務」報告書（令和 4 年 3 月）  
(目次は仕様書別添 1 参照)
- ②「兵庫県 庁舎再整備に係る執務環境整備業務」報告書（令和 2 年 6 月）  
(目次は仕様書別添 2 参照)

(2) 成果物データの提供

- ・2の参加表明書の提出があった者に対し、事務局からE-mailによりPDFデータを送付する。
- ・提供日：令和8年1月13日（火）（予定）

#### （3）成果物の閲覧

- ・（2）の提供日に先立ち従前成果物の内容確認を希望する者は、下記により事務局あて閲覧を申し込むものとする。事務局との時間調整の上、事務局において直接閲覧に供する。

##### ①閲覧申込

- ・閲覧を希望する者は「従前成果物等閲覧申込書兼誓約書（様式9）」を事務局あてE-mailにより提出する。

##### ②閲覧日時

- ・申込書受領日の翌日（翌日が休日の場合はその翌日）から令和8年1月9日（金）までのうち、事務局との時間調整により決定した日のいずれか30分間

#### （4）注意事項

- ・本プロポーザル業務参加の参考とする目的以外には使用しないこと。
- ・本プロポーザル参加者及び協力事業者以外の第三者への譲渡・転貸は禁止する。
- ・閲覧書類の持出・複写及び写真撮影は禁止する。

### 4 参加表明書等に関する質問の受付及び回答

#### （1）提出書類

質問書（様式10）

#### （2）受付場所

事務局

#### （3）受付期間

令和7年12月22日（月）から令和7年12月24日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

#### （4）提出方法

持参、郵送又はE-mailのいずれかによる。なお、郵送及びE-mailの場合、提出者は必ず事務局に着信を確認する。

#### （5）回答日及び方法

令和7年12月26日（金）に、兵庫県ホームページに掲示する。

### 5 第1次審査

#### （1）審査方法

事務局が参加表明書等を確認し、参加資格要件を満たす参加者のみを第1次審査参加者とする。

選定委員会が第1次審査参加者の参加表明書等を下記の審査基準に基づき審査し、事業提案書等の提出を要請する参加者（3者程度）を選定する。

#### （2）審査日

令和8年1月22日（木）（予定）

(3) 審査基準

審査項目	審査事項	配点
参加者及び配置技術者の能力	基本計画策定に関する能力 (参加者の技術者数、有資格者数及び業務実績並びに配置予定技術者の資格、同種又は類似の業務実績及び手持ち業務)	20
	基本設計に関する能力 (参加者の業務実績並びに配置予定技術者の資格及び同種又は類似の業務実績)	20
	官民連携に関する能力 (参加者の業務実績及び配置予定技術者の業務実績)	10
	業務実施体制	10
実施方針	業務に対する理解力、発想力 (新庁舎整備及びモトキタエリア整備の各コンセプト・配慮事項及びそれを総括する全体的なコンセプトを踏まえた各業務の連携)	15
	設計に関する技術力 (基本設計に当たって配慮すべき事項、導入する技術的工夫)	15
	業務推進力、マネジメント力 (工程管理・コストマネジメント、業務の実施及びバックアップ体制等)	10
計		100

〈同種又は類似の業務〉

基本計画・基本設計	同種業務	庁舎の新築（増築）に係る基本計画策定（/基本設計等）に関する業務
	類似業務	官公庁施設（庁舎及び住宅を除く）又は事務所（延べ面積の2分の1以上を事務所の用に供する建築物をいう。）の新築（増築）に係る基本計画策定（/基本設計等）に関する業務
官民連携に関する業務	PFI導入可能性調査、PPP/PFIアドバイザリー業務、公共施設再編計画策定業務	

※同種のもの、対象施設の床面積の合計が大きいものを高く評価する。

※基本設計等の実績については、免震構造のものを高く評価する。

(4) 審査結果の通知

事業提案書等の提出者として選定された者にはその旨を通知する。また、選定されなかった者には選定されなかった旨を通知する。

(5) 通知日

令和8年1月23日（金）

(6) 通知方法

E-mailによる。

(7) 非選定理由の説明

選定されなかった者は、次により、その理由の説明を求めることができる。

①提出書類

非選定理由説明請求書（様式自由。ただし、住所、会社名、代表者名及び担当者連絡先E-mailアドレスを記入する。）

②受付場所

事務局

③受付期間

令和8年1月26日（月）から令和8年1月30日（金）まで  
午前10時から午後4時まで（正午から午後1時を除く。）

④提出方法

持参、郵送又はE-mailのいずれかによる。

## 6 事業提案書等の受付

(1) 提出書類

提出書類		様式	部数
①事業提案書		様式11	1部
②テーマ別 提案書※	基本構想の実現に向けた全体コンセプトを明確に示すとともに、テーマごとの提案はこれを踏まえ、相互に連携したものとすること。  テーマ1 「県庁舎等の整備の考え方」 県政の中核拠点にふさわしい機能的でコンパクトな庁舎を整備するため、災害時の対応力強化、質の高い行政サービスの提供、県民の利便性向上、兵庫の魅力の発信、環境への配慮等の観点から、新庁舎に求められる機能について提案する。	様式自由 A3横 片面 2枚以内	10部
	テーマ2 「モトキタエリアのにぎわいづくりの考え方」 県庁舎を中心とするモトキタエリアにおいて、三宮及びウォーターフロントエリアの再整備との連携の観点を踏まえつつ、モトキタエリアの個性を活かしたにぎわいづくりの方	様式自由 A3横 片面 2枚以内	

	向性とその実現に向けた取り組み方法について提案する。		
	<p><b>テーマ3</b></p> <p>「新庁舎等整備プロジェクトの円滑な推進に向けた考え方と業務への取組方針」</p> <p>テーマ1、2に関する提案の実現と、新庁舎及び周辺整備の早期完成に向けたプロジェクト全体の進め方を提案するとともに、基本計画、基本設計業務についての実施体制及びコスト管理や工程管理の考え方並びに業務への取組に当たってのアピールポイントを記載する。</p>	様式自由 〔A3横 片面 1枚〕	
③見積書	総額及び小項目毎の内訳額 (消費税及び地方消費税(計10%)を含む)	様式12 (A4)	1部
④上記の電子データ(Word、PDF)		DVD、CD又はE-mail	一式

- ※ テーマ別提案書の作成にあたっては、文字の大きさは12 ポイント以上とする。
- ※ 参加者及びその構成員が特定できるような記述をしてはならない。

(2) 受付場所

事務局

(3) 受付期間

令和8年2月9日(月)から令和8年3月4日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前10時から午後4時まで(正午から午後1時を除く。)

(4) 提出方法

持参又は郵送による。なお、郵送の場合は配達証明付郵便とし、提出期限内必着とする。また、電子データをE-mailで提出する場合、提出者は事務局に着信を確認すること。

## 7 事業提案書等に関する質問の受付及び回答

(1) 提出書類

質問書(様式10)

(2) 受付場所

事務局

(3) 受付期間

令和8年1月26日(月)から令和8年2月2日(月)まで

(4) 提出方法

持参、郵送又は E-mail のいずれかによる。なお、郵送及び E-mail の場合、提出者は必ず事務局に着信を確認する。

(5) 回答日及び方法

令和 8 年 2 月 6 日（金）に、兵庫県ホームページに掲示する。

## 8 第 2 次審査

(1) 審査方法

選定委員会がテーマ別提案書及び見積書並びにプレゼンテーション及びヒアリングの内容を下記の審査基準に基づき審査し、受託候補者 1 者及び次点者 1 者を選定する。

(2) プrezentation 及びヒアリングの概要

① 実施方法

- ・時間は 1 者につき 30 分程度（説明 15 分、質疑 15 分）とする。
- ・説明はテーマ別提案書の内容のみとし、説明用パネル（A1 版）又はプロジェクトは使用できるが、追加資料や模型等を用いた説明はできない。
- ・出席者は参加表明書等に記載の管理技術者及び主たる担当技術者を含む 5 名以内とし、説明は管理技術者が行うこととする。

② 実施場所

県庁舎内又は近隣の会議室 ※別途通知

③ 実施日

令和 8 年 3 月 23 日（月）（予定） ※別途通知

(3) 審査基準

審査項目	審査事項		配点
事業提案	テーマ 1	・全体コンセプトと各テーマ及びテーマ間の連携	25
	テーマ 2	・テーマに対する理解度、提案内容の的確性、独創性、実現性	25
	テーマ 3	・提案内容の的確性、実現性 ・業務への取組体制、マネジメント力	25
プレゼンテーション・質疑応答	チームワーク、コミュニケーション力、取組姿勢、説明の整合性等		15
価格評価	経費見積		10
計			100

なお、第 1 次審査の結果（点数）は、第 2 次審査に加算しない。

(4) 審査結果の通知

受託候補者及び次点者にはその旨を通知する。また、受託候補者及び次点者に選定されなかった者には選定されなかった旨を通知する。

(5) 通知日

令和 8 年 3 月下旬

(6) 通知方法

E-mail による。

## (7) 非選定理由の説明

受託候補者に選定されなかった者は、次により、その理由の説明を求めることができる。

### ①提出書類

非選定理由説明請求書（様式自由。ただし、住所、会社名、代表者名及び担当者連絡先 E-mail アドレスを記入する。）

### ②受付場所

事務局

### ③受付期間

(5)の通知日から起算して 5 日目（通知日を含む）（5 日目が休日の場合はその翌開庁日）まで

午前 10 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時を除く。）

### ④提出方法

持参、郵送又は E-mail による。

## 第4 その他

### 1 提出書類の取扱

- (1) 提出期限以降の提出書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 提出書類の著作権は参加者に帰属し、参加者に無断で使用しない。ただし、兵庫県情報公開条例の規定に基づき、公開することがある。
- (4) 県は本プロポーザル手続及びこれに関する事務処理に必要な範囲において、提出書類の複製記録を作成し、保存を行い使用することができるものとする。
- (5) 受託候補者及び次点者の事業提案書等について、兵庫県はその内容を公表できるものとする。

### 2 契約

- (1) 兵庫県は前記により選定された受託候補者と新庁舎等整備プロジェクト基本計画策定支援業務に係る委託契約の交渉を行う。なお、契約締結に至らなかつた場合、次点者と契約締結の交渉を行う。
- (2) 仕様は仕様書に定めるほか、県と受託者の協議の上定める。
- (3) 配置予定技術者は、県がやむを得ないと認める場合を除き、配置予定技術者調書（様式 5 及び様式 6）に記載した担当技術者とする。
- (4) 契約は、県の予算の都合上、令和 8 年 3 月 31 日までに締結すること。

### 3 失格となる事項

参加者が次のいずれかに該当する場合、提出された参加表明書等及び事業提案書等を無効とし、本プロポーザルの参加資格を失うものとする。

- (1) 提出書類が提出期限までに提出されなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 見積書が第 1 の 2 (4) に示す委託金額の上限を超える場合

- (5) 第2に示す参加資格を欠くことになった場合
- (6) 原則としてプレゼンテーション及びヒアリングに指定された者が出席しない場合
- (7) 本件に関し、選定委員会委員に接触し、又は接触しようとした場合
- (8) 本件に関し、第三者に依頼をして選定委員会委員に接触し、又は接触しようとした場合
- (9) その他、選定委員会が不適切と認めた場合

#### 4 その他

- (1) 本プロポーザルの参加等に要する費用は全て参加者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルに使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (3) 今後予定している本業務に関連する業務について、本業務の受託者及び協力事業者が参加することは妨げない。